

資料

I 安城市障害者福祉計画策定委員会

1 安城市障害者福祉計画策定委員会委員名簿

任期 平成29年6月22日～平成30年3月31日

氏名	所属及び役職等	選任区分	備考
神谷 明文	安城市社会福祉協議会 会長	福祉関係者	委員長
加藤 研一	安城市町内会長連絡協議会 副会長	福祉関係者	副委員長
服部 佳生	安城市民生委員児童委員協議会 障害者福祉部会副会長	福祉関係者	
加藤 重豪	安城市ボランティア連絡協議会 顧問	福祉関係者	
山北 佑介	社会福祉法人ふなの木福祉会 管理者	福祉関係者	
清水 誠司	安城市医師会 会長	医療関係者	
飯島 徳哲	安城市医師会（精神） 医療法人純和会矢作川病院	医療関係者	
杉浦 小百合	衣浦東部保健所 健康支援課課長補佐	保健関係者	
都築 智	安城市小中学校長会 特別支援教育推進協議会長	教育関係者	
藤井 毅	愛知県立安城特別支援学校 教頭	教育関係者	
石川 誠	安城商工会議所 雇用労働委員会委員長	雇用関係者	
中野 みどり	刈谷公共職業安定所（ハローワーク） 就職促進指導官	雇用関係者	
都築 文明	安城市身体障害者福祉協会 会長	当事者団体を 代表する者	
佐藤 喜美子	安城市手をつなぐ親の会 副会長	当事者団体を 代表する者	
藪内 敏彦	精神障害者安城地域家族会 「ふなの木会」会長	当事者団体を 代表する者	
小川 正人		市民を代表する者	
山本 義孝		市民を代表する者	

*敬称略

2 安城市自立支援協議会委員名簿

任期 平成27年7月1日～平成30年5月31日

氏名	所属及び役職等	選任区分	備考
神谷 明文	安城市社会福祉協議会 会長	社会福祉関係者	委員長
加藤 研一	安城市町内会長連絡協議会 副会長	地域住民関係者	副委員長
清水 誠司	安城市医師会 会長	医療関係者	
飯島 徳哲	安城市医師会（精神） 医療法人純和会矢作川病院	医療関係者	
都築 智	安城市小中学校長会 特別支援教育推進協議会長	教育関係者	
藤井 毅	愛知県立安城特別支援学校 教頭	教育関係者	
中野 みどり	刈谷公共職業安定所（ハローワーク） 就職促進指導官	雇用関係者	
杉浦 小百合	衣浦東部保健所 健康支援課課長補佐	保健関係者	
石川 誠	安城商工会議所 雇用労働委員会委員長	企業等関係者	
服部 佳生	安城市民生委員児童委員協議会 障害者福祉部会副会長	地域福祉関係者	
加藤 重豪	安城市ボランティア連絡協議会 顧問	地域福祉関係者	
都築 文明	安城市身体障害者福祉協会 会長	当事者団体を代表する者	
佐藤 喜美子	安城市手をつなぐ親の会 副会長	当事者団体を代表する者	
藪内 敏彦	精神障害者安城地域家族会 「ふなの木会」会長	当事者団体を代表する者	
山北 佑介	社会福祉法人ふなの木福祉会 管理者	事業所関係者	
小川 正人		当事者 （公募市民）	
山本 義孝		当事者 （公募市民）	

*敬称略

3 計画の策定経過

年 月 日	策定委員会等	内 容
平成29年2月14日～ 2月28日	アンケートの実施	・障害福祉計画に係るアンケート
2月20日	▶関係団体等懇話会	・障害福祉計画について
3月23日	◇自立支援協議会	・計画の概要について説明 ・アンケート結果（速報）の報告
6月22日	●第1回策定委員会 ◇自立支援協議会	・障害者福祉計画についての諮問 ・計画の位置付け、策定スケジュールについて ・アンケート結果の報告 ・現行計画の進捗状況について
9月15日～9月22日	アンケートの実施	・障害児福祉計画（子ども・子育て支援）に係るアンケート
9月29日	▶関係団体等懇話会	・障害児福祉計画について
10月26日	●第2回策定委員会 ◇自立支援協議会	・計画の素案について ・基本指針及び成果目標、サービス見込量等 ・アンケート（障害児）結果について
11月27日	●第3回策定委員会	・計画(案)及びパブリックコメントについて
平成29年12月9日～ 平成30年1月9日	パブリックコメントの実施	
平成30年2月14日	●第4回策定委員会	・パブリックコメントへの対応について ・計画についての答申
3月22日	◇自立支援協議会	・計画の策定について報告

4 諮問・答申

29障福第39号
平成29年6月22日

安城市障害者福祉計画
策定委員会委員長 様

安城市長 神 谷 学

安城市障害福祉計画の策定について（諮問）

本市に暮らす誰もが住み慣れた地域で自立した生活を送り、互いに尊重し合い、共に支え合う地域社会の構築を図るとともに、本市における障害者の状況等を踏まえ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項の規定に基づく、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画の策定に関し、障害者総合支援法第88条第7項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

平成30年2月14日

安城市長 神 谷 学 様

安城市障害者福祉計画策定委員会
委員長 神 谷 明 文

安城市障害福祉計画の策定について（答申）

平成29年6月22日付け29障福第39号で諮問のありました「安城市障害福祉計画の策定」につきましては、別添のとおり計画（案）を取りまとめましたので答申します。

この計画は、障害のある人の自己決定が尊重され、必要とするサービスを受けながら、その自立と社会参加の実現を図ることを基本理念としています。

そして、障害の有無に関係なく、誰もがともに助け合い、支え合う地域共生社会の実現、また、障害児の健やかな育成のため、地域の保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携する、切れ目のない一貫した支援体制の構築を目指し、策定したものです。

この計画の実現に向けて、地域包括ケアシステムの推進や関係団体との連携を強化し、行政や事業者、地域住民の協働により、各施策を着実に推進することを要望します。

Ⅱ 障害者福祉に関するアンケート

1 調査の概要

◆調査の目的

この調査は、本市にお住まいの障害のある方や難病の方に、生活状況や意見・要望等をお聞きし、「第5期安城市障害福祉計画」策定のための基礎資料とすることを目的として行いました。

◆調査方法等

区 分	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病患者	障害児
調査対象者	18歳以上の身体障害者手帳所持者	18歳以上の療育手帳所持者	18歳以上の精神障害者保健福祉手帳又は自立支援医療受給者証(精神通院)所持者	特定医療費(指定難病)受給者証所持者	18歳未満の障害者手帳所持児童又は児童発達支等のサービスを利用している児童
配布・回収	郵送配布・郵送回収				
調査基準日	平成29年2月1日				
調査期間	平成29年2月14日～2月28日				

障害が重複している場合は、原則として、精神>知的>身体の順位としました。

◆回収結果

区 分	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病患者	障害児	合 計
配 布 数	450	300	400	125	225	1,500
回 収 数	292	187	215	81	149	924
有効回答数	288	185	214	80	148	915
有効回答率	64.0%	61.7%	53.5%	64.0%	65.8%	61.0%

◆集計・分析にあたって

- (1) 回答の比率は、その設問の回答者数を基数として算出しました。したがって、複数回答の設問については、すべての比率を合計すると100%を超えます。
- (2) 回答率(%)は、小数点第2位以下を四捨五入しました。
- (3) 性別、年齢、身体障害の種類、障害支援区分等の属性不詳があるため、全体の回答数と属性別の回答数の合計が一致しない場合があります。
- (4) 本調査における障害名の略称は下表のとおりとしました。

障 害 名	略 称
聴覚障害・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害	聴覚障害
肢体不自由(上肢のみ)	上肢障害
肢体不自由(下肢のみ)	下肢障害
肢体不自由(上肢・下肢両方、体幹を含む)	体幹障害

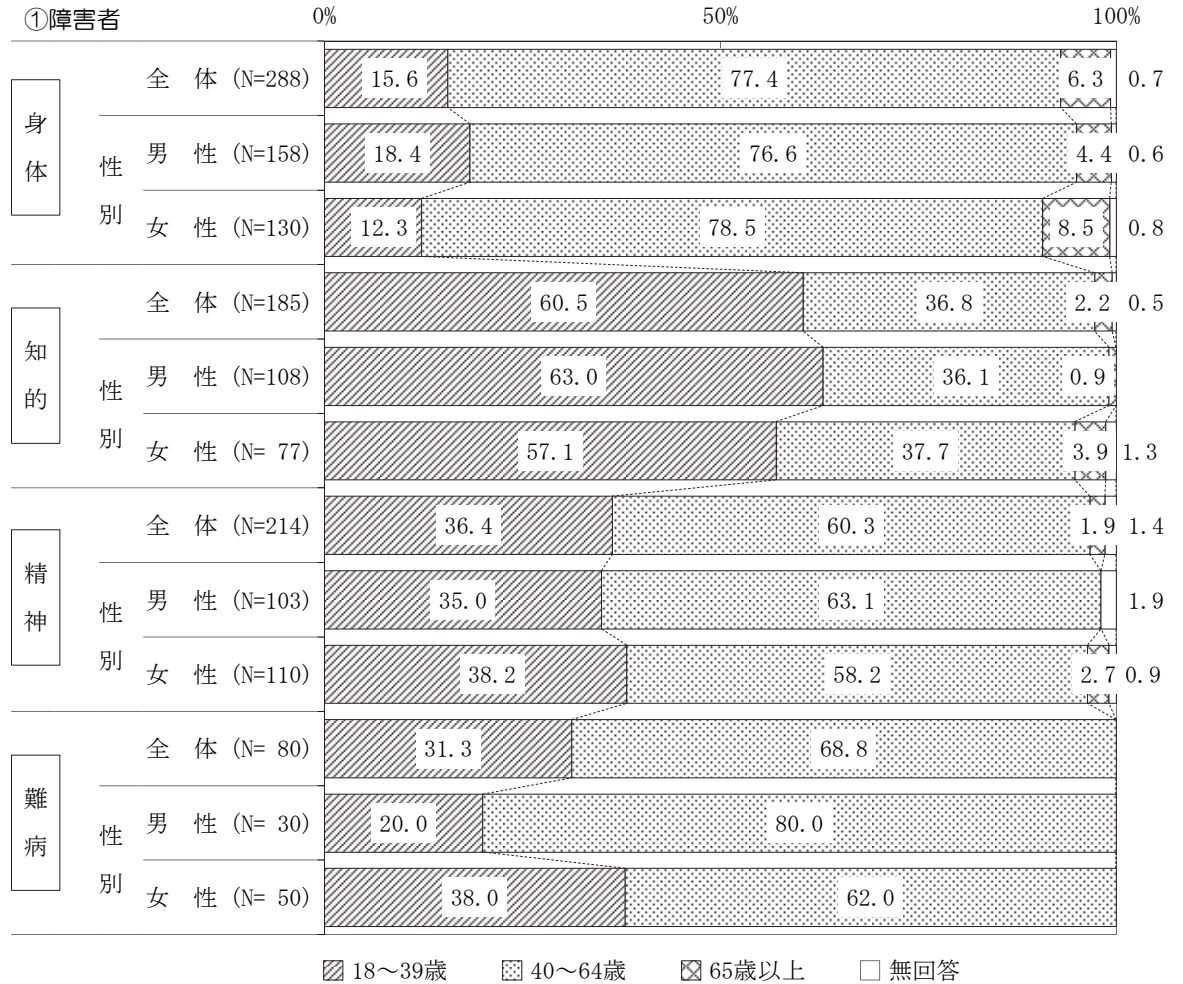
- (5) 選択肢が長いものや各調査の選択肢が類似しているものについては、内容を損なわない範囲内で、要約して表記しているものがあります。

2 基本属性

(1) 年齢・性別

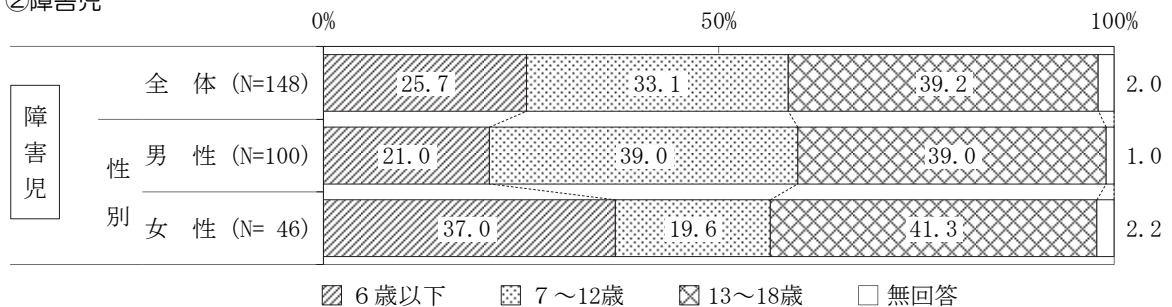
回答者の年齢は次のとおりです。なお、障害児の年齢については、概ね「6歳以下」は就学前教育、「7～12歳」は小学生、「13～18歳」は中高生となります。

図表1 年齢・性別



(注) 身体障害者においては65歳以上が60%以上を占める状況にあること、介護保険事業計画のための調査の対象と重複することなどから、今回の調査では65歳以上の割合を下げて対象者を抽出しました。このため、実際の手帳所持者の年齢構成とは異なっています。

②障害児



(2) 障害者手帳

回答者が所持している障害者手帳や医療の受給者証は図表2のとおりです。また、所持している障害者手帳の等級（程度）は図表3のとおりです。

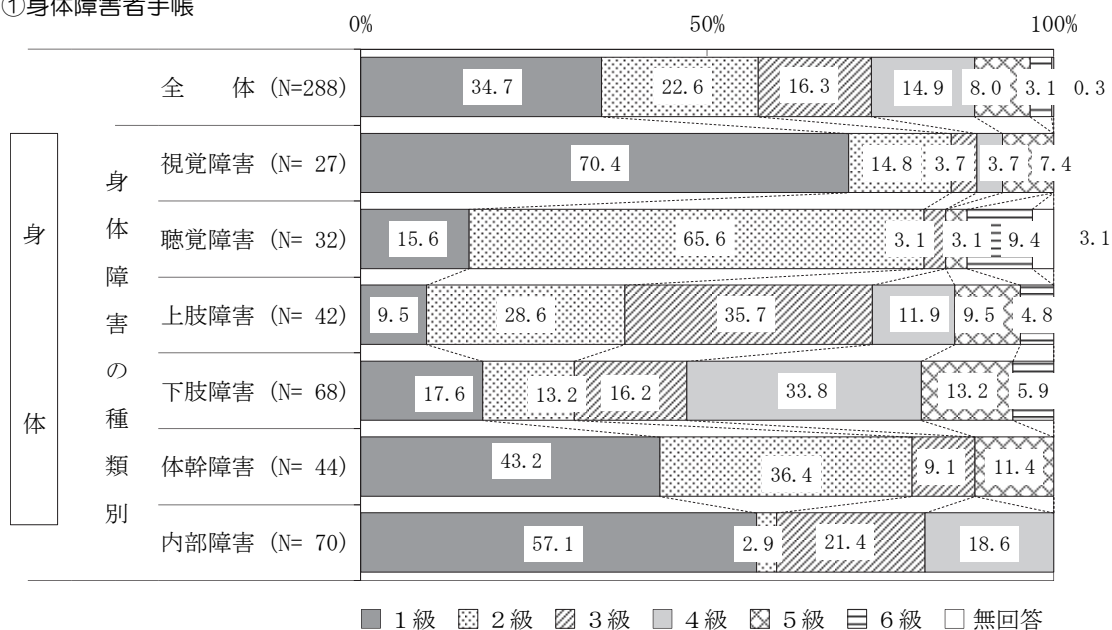
図表2 障害者手帳等の有無（複数回答）

単位：Nは人、他は%

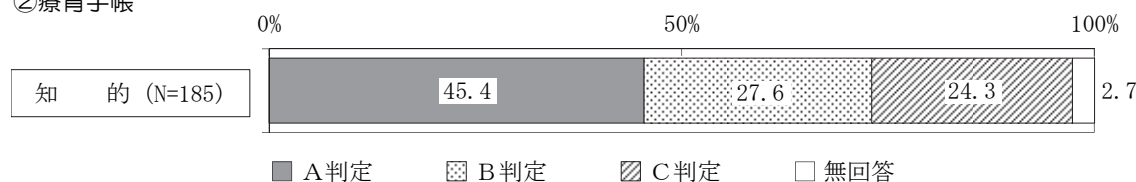
区分	N	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	自立支援医療受給者証(精神通院)	特定医療費(指定難病)受給者証	持っていない(障害児のみ)	無回答
身体障害者	288	100.0	6.6	1.0	2.4	6.9	/	-
知的障害者	185	17.3	100.0	1.1	4.3	2.2		-
精神障害者	214	3.3	1.9	42.1	90.2	0.9		0.9
難病患者	80	1.3	-	-	2.5	100.0		-
障害児	148	21.6	64.2	9.5	7.4	2.0	12.2	0.7

図表3 障害者手帳の等級

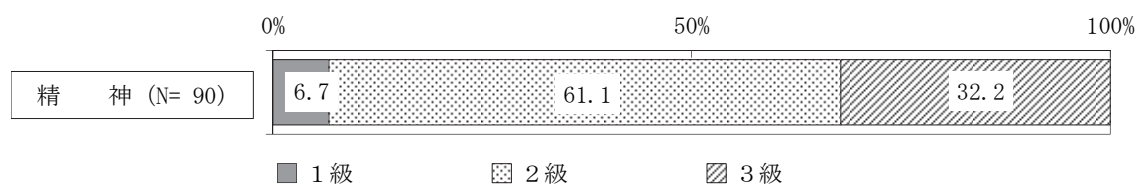
①身体障害者手帳



②療育手帳



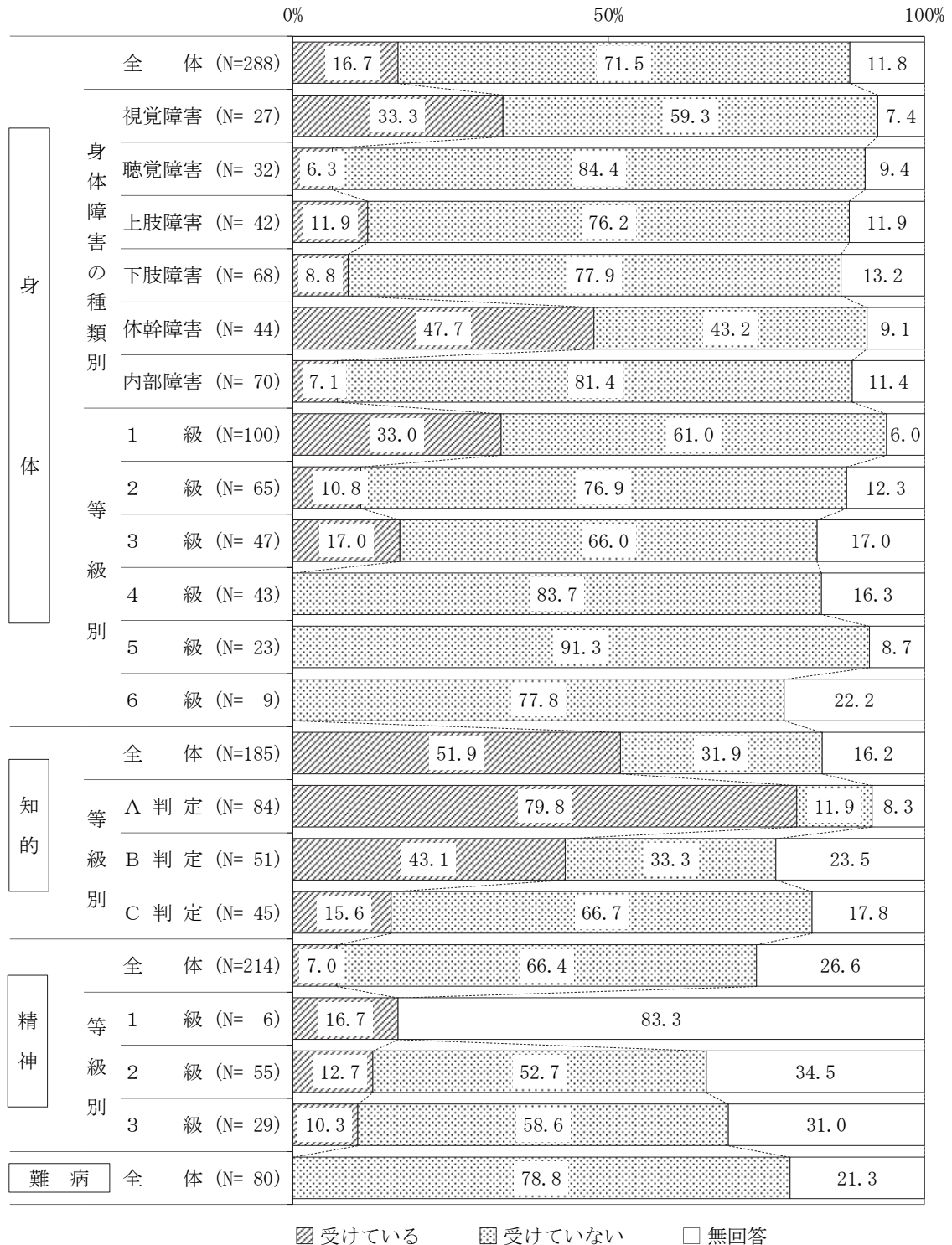
③精神障害者保健福祉手帳



(3) 障害支援区分認定

障害者総合支援法の障害支援区分認定を「受けている」と答えた人は、身体障害者が16.7%、知的障害者が51.9%、精神障害者が7.0%となっています。知的障害者が高く、特にA判定は約80%となっています。

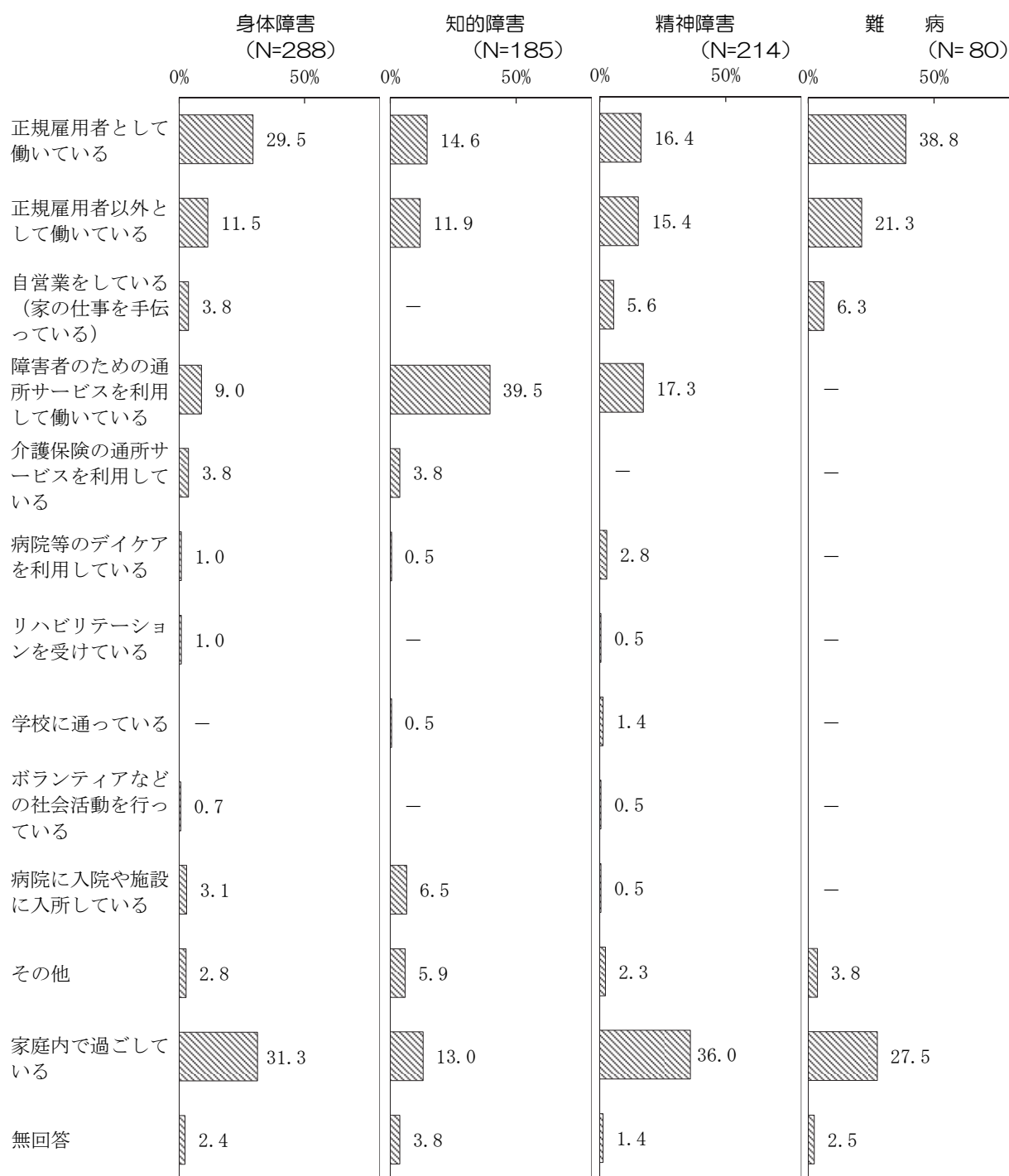
図表4 障害支援区分認定を受けているか



3 日中の過ごし方

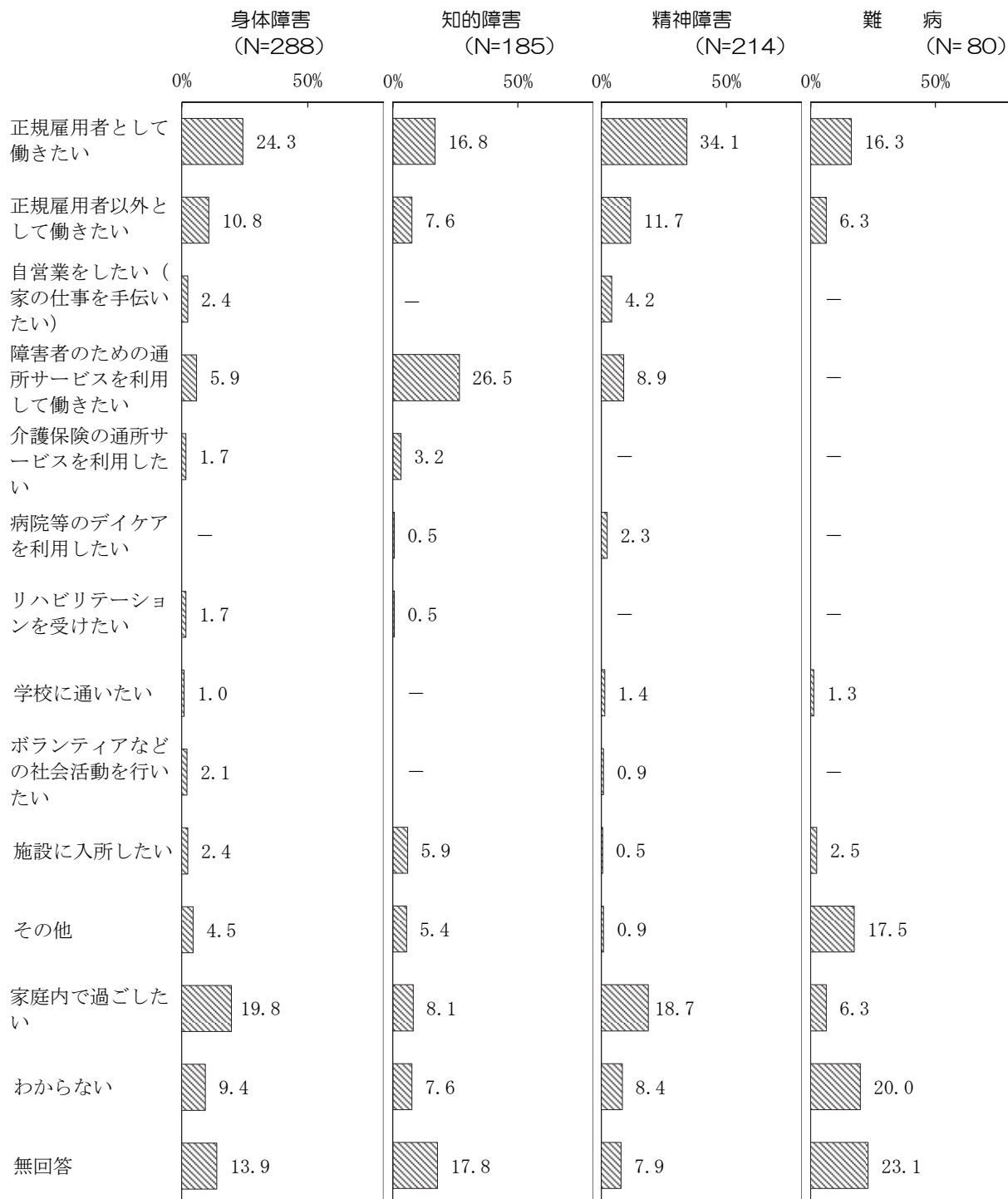
現在の日中の過ごし方は、身体障害者、精神障害者では「家庭内で過ごしている」が最も高く30%以上です。身体障害者は「正規雇用者として働いている」「正規雇用者以外として働いている」を合計したく雇用者として働いている>は40%を超えています。精神障害者もく雇用者として働いている>は30%以上ですが、「障害者のための通所サービスを利用して働いている」も17.3%あります。知的障害者は「障害者のための通所サービスを利用して働いている」が39.5%と最も高く、難病患者はく雇用者として働いている>が約60%あります。

図表5 現在の日中の過ごし方



今後の日中の過ごし方の希望をみると、「わからない」「無回答」が高く、全般的に割合が下がる傾向にあります。現在より割合が非常に高くなっているのは精神障害者の「正規雇用者として働きたい」で、倍増しています。そのほか、知的障害者の「正規雇用者として働きたい」、難病患者の「施設に入所したい」「その他」が高くなっています。

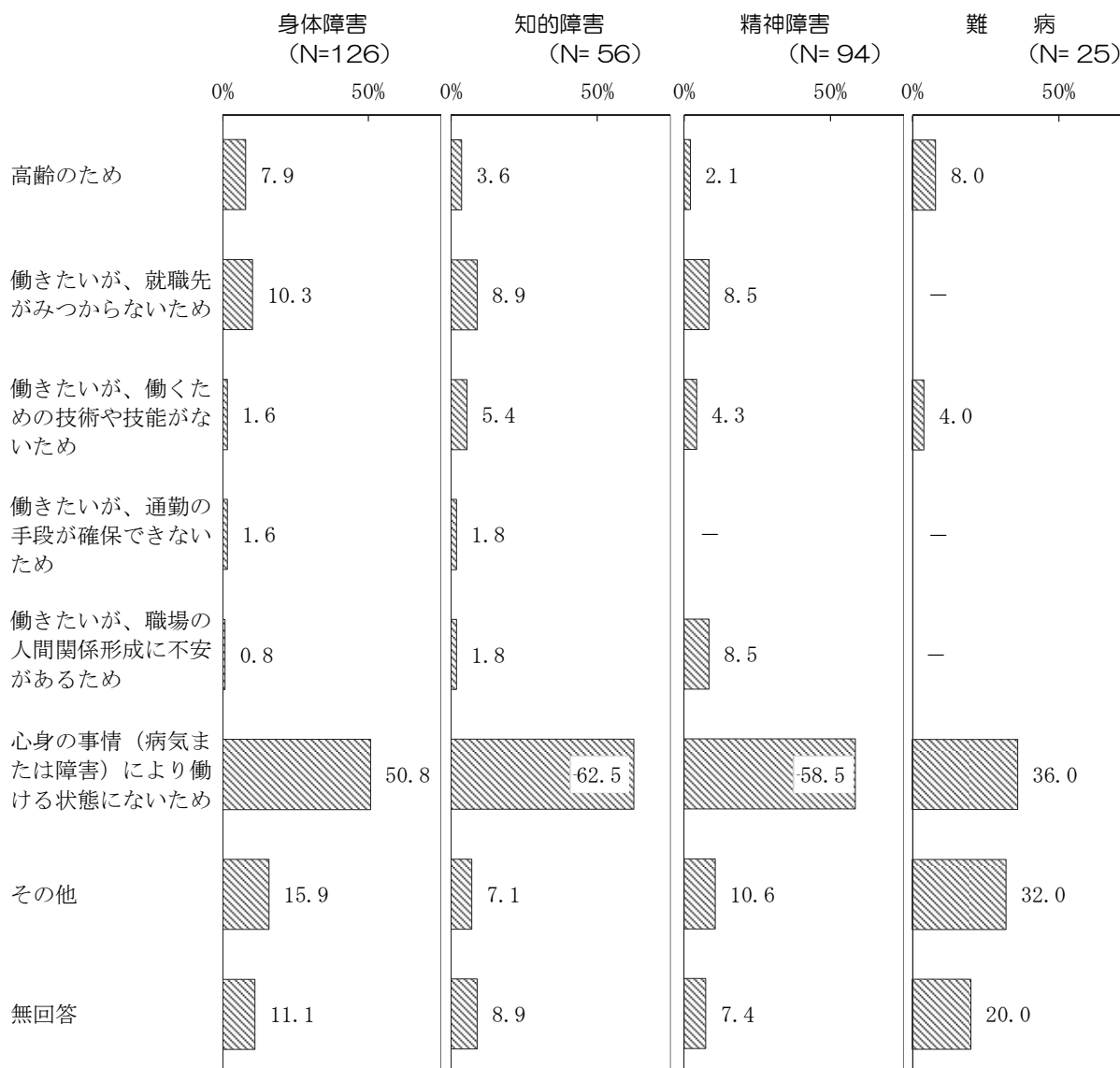
図表6 今後の日中の過ごし方



4 働いていない理由

現在働いていない人にその理由をたずねたところ、いずれの障害者も「心身の事情（病気または障害）により働ける状態にないため」が最も高くなっています。

図表7 働いていない理由



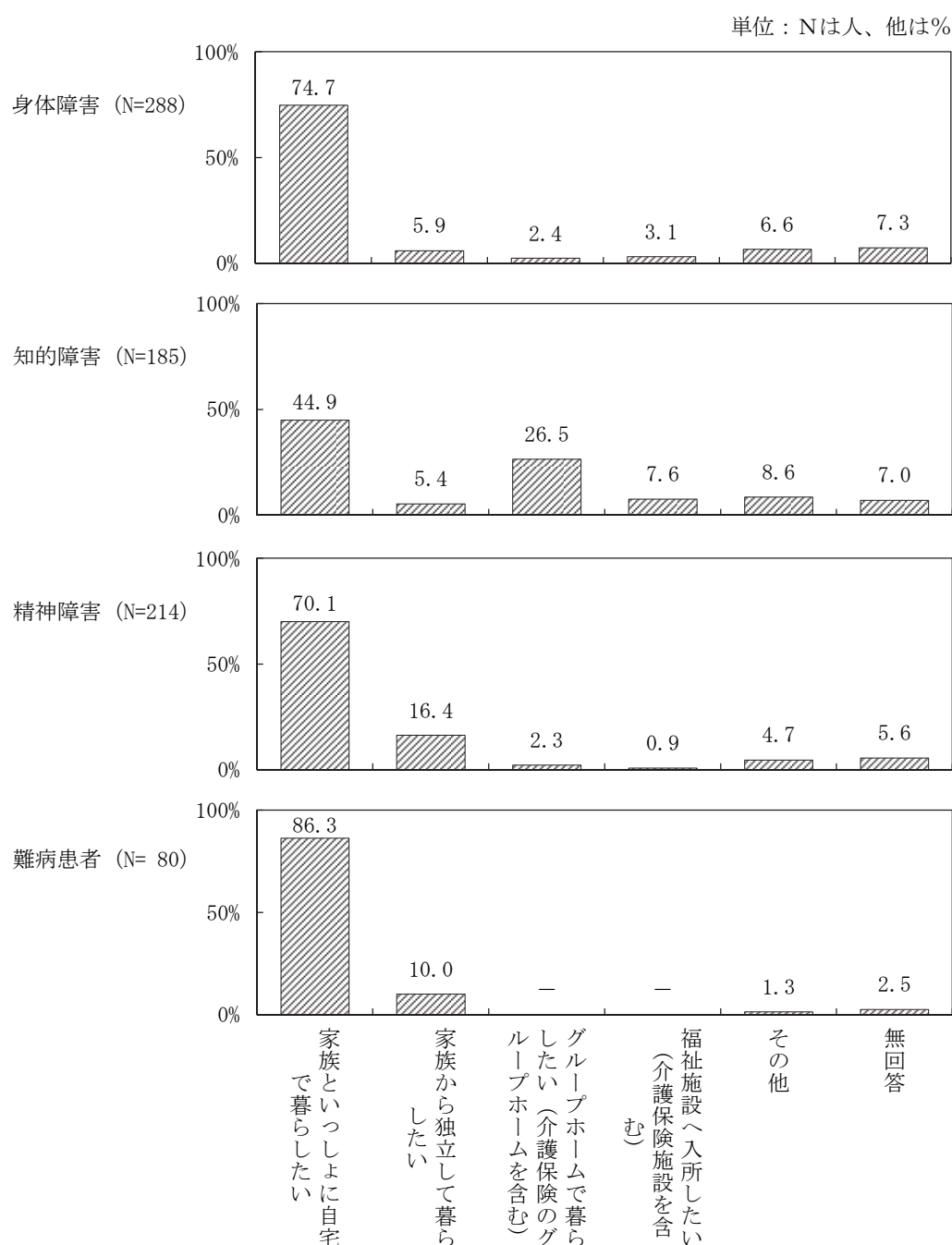
5 これからの生活

(1) これからの生活

これからの生活については、いずれの障害者も「家族といっしょに自宅で暮らしたい」が最も高く、特に難病患者では80%を上回っています。そのほか、知的障害者は「グループホームで暮らしたい」が26.5%と高く、「福祉施設に入所したい」も他の障害に比べて高くなっています。精神障害者は「家族から独立して暮らしたい」が比較的高くなっています。

「グループホームで暮らしたい」と回答したのは、身体障害者が2.4%（7人）、知的障害者が26.5%（49人）、精神障害者が2.3%（5人）となっています。

図表8 これからの生活をどこでどのように送りたいか



(2) グループホームの入居時期

前項で「グループホームで暮らしたい」と答えた人に、いつ頃からホームに入居したいかをたずねたところ、「すぐにでも入居したい」は知的障害者が1人、「1～2年後に入居したい」は知的障害者が2人となっています。知的障害者では、「親などが介助できなくなったら入居したい」が18人と多くなっています。

図表9 グループホームの入居時期

単位：人

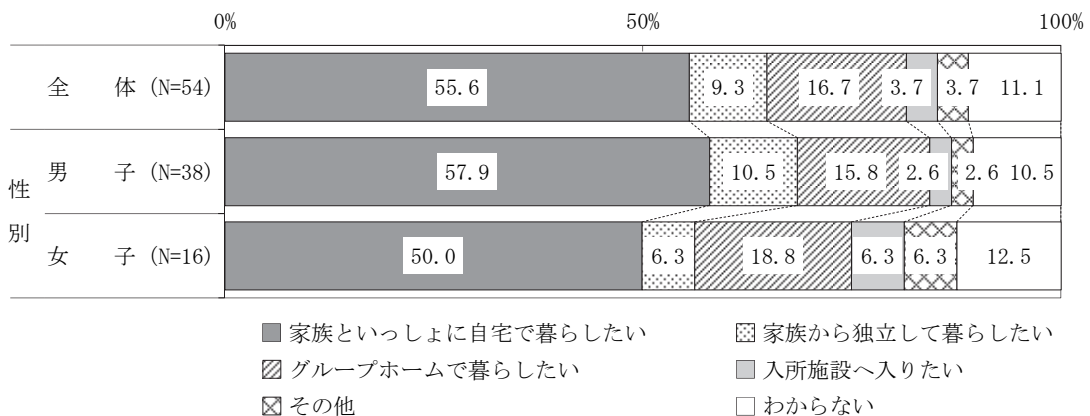
区 分		N	現在入居している	すぐにでも入居したい	1～2年後に入居したい	3～4年後に入居したい	5年以上後に入居したい	親などが介助できなくなったら入居したい	その他	無回答	
身 体	全 体	7	-	-	-	1	2	2	1	1	
	年 齢 別	18 ～ 39 歳	3	-	-	-	1	-	-	1	1
		40 ～ 64 歳	4	-	-	-	-	2	2	-	-
		65 歳 以 上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	身 体 障 害 の 種 類 別	視 覚 障 害	1	-	-	-	-	-	1	-	-
		聴 覚 障 害	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		上 肢 障 害	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		下 肢 障 害	2	-	-	-	-	1	-	-	1
体 幹 障 害		4	-	-	-	1	1	1	1	-	
内 部 障 害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
知 的	全 体	49	19	1	2	3	6	18	-	-	
	年 齢 別	18 ～ 39 歳	26	6	1	2	3	6	8	-	-
		40 ～ 64 歳	22	13	-	-	-	-	9	-	-
		65 歳 以 上	1	-	-	-	-	-	1	-	-
	等 級 別	A 判 定	30	11	-	2	3	3	11	-	-
		B 判 定	15	7	1	-	-	1	6	-	-
C 判 定		4	1	-	-	-	2	1	-	-	
精 神	全 体	5	-	-	-	1	1	2	1	-	
	年 齢 別	18 ～ 39 歳	3	-	-	-	-	-	-	1	-
		40 ～ 64 歳	2	-	-	-	1	1	-	-	-
		65 歳 以 上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	等 級 別	1 級	1	-	-	-	-	-	-	1	-
		2 級	2	-	-	-	1	1	-	-	-
3 級		1	-	-	-	-	-	1	-	-	
手 帳 な し		1	-	-	-	-	-	1	-	-	
難 病		-	-	-	-	-	-	-	-	-	

6 卒業後の生活

中学校・中等部、高等学校・高等部に通学している人に、「高等学校・高等部卒業後、どこで暮らしたいとお考えですか」とたずねたところ、55.6%が「家族といっしょに自宅で暮らしたい」と答えています。「家族から独立して暮らしたい」は9.3%（5人）、「グループホームで暮らしたい」は16.7%（9人）となっています（図表10）。

なお、「グループホームで暮らしたい」と答えた9人の入居の希望時期は図表11のとおりです。

図表10 卒業後どこで暮らしたいか（中高生）



図表11 グループホームの入居時期（中高生）

単位：人

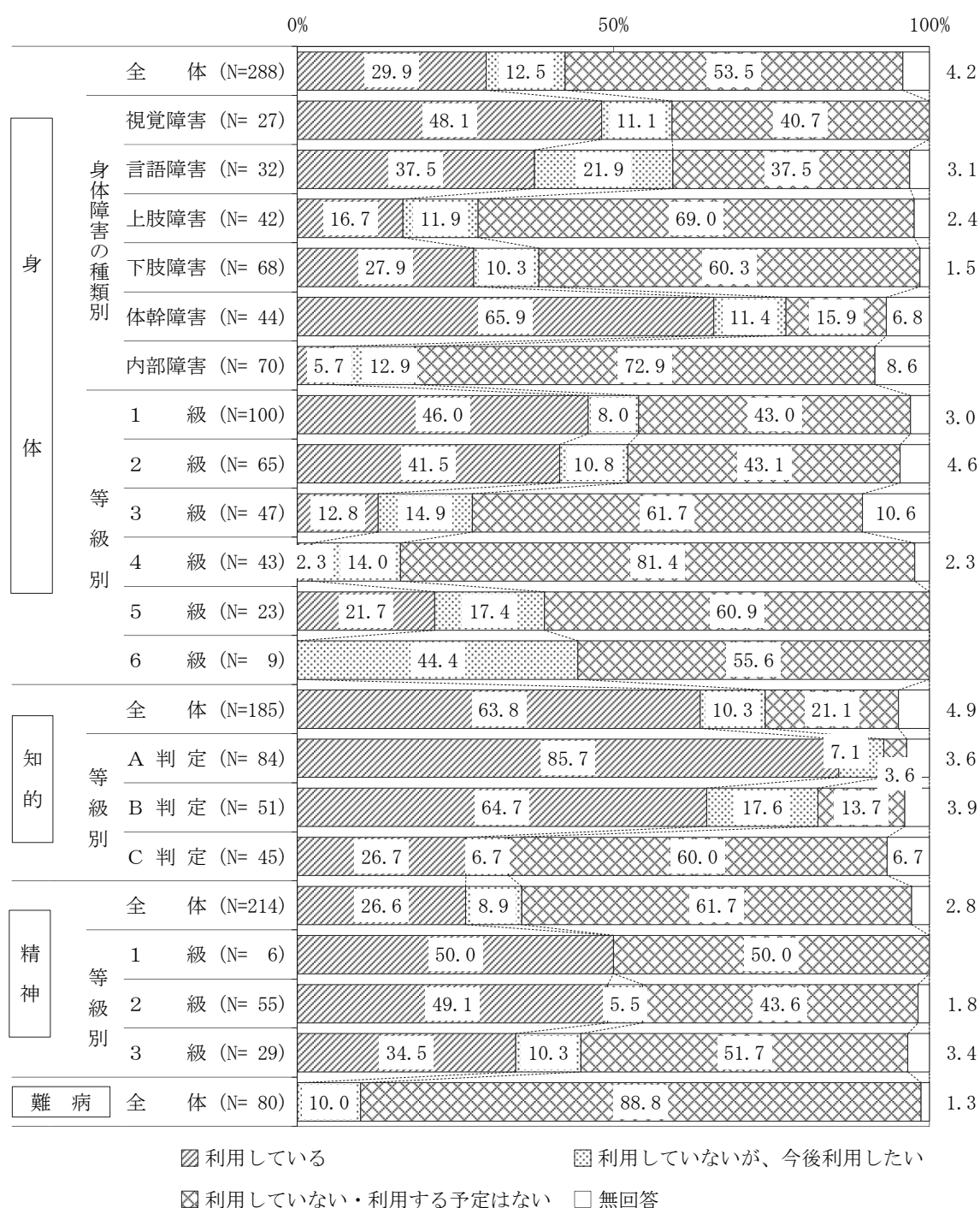
区分	N	卒業後すぐにでも入居したい	1～2年後に入居したい	3～4年後に入居したい	5年以上後に入居したい	親などが介助できなくなったら入居したい	その他	
全体	9	2	1	3	-	3	-	
性別	男性	6	1	1	2	-	2	-
	女性	3	1	-	1	-	1	-

7 サービスの利用

(1) サービスの利用状況・利用意向

障害福祉サービスや地域生活支援事業の利用状況などをたずねたところ、現在サービスを「利用している」は、身体障害者が29.9%、知的障害者が63.8%、精神障害者が26.6%、難病患者は0%となっています。これに「利用していないが、今後利用したい」を加えた利用意向は、身体障害者が42.4%、知的障害者が74.1%、精神障害者が35.5%、難病患者が10.0%となります。

図表12 サービスの利用状況・利用意向



(2) 現在利用しているサービスと今後利用したいサービス

現在利用しているサービスをみると、身体障害者は、障害福祉サービスの「居宅介護」「生活介護」「短期入所」「就労継続支援A型」、地域生活支援事業の「移動支援事業」「日常生活用具給付等事業」が比較的高く、そのほかは5%以下です。

知的障害者は、「生活介護」「短期入所」「日中一時支援事業」「移動支援事業」が20%以上です。また、「共同生活援助」も10%を超えています。

精神障害者は、「就労継続支援B型」「就労継続支援A型」が6～7%台と比較的高く、そのほかは4%以下です。

図表13 現在利用しているサービス（利用率）と今後利用したいサービス（利用意向） 単位：%

区分	身体 (N=288)		知的 (N=185)		精神 (N=214)		難病 (N= 80)		
	利用率	利用意向	利用率	利用意向	利用率	利用意向	利用率	利用意向	
障害福祉サービス	居宅介護（ホームヘルプ）	8.7	11.5	3.2	7.6	2.3	5.1	-	5.0
	重度訪問介護	1.0	3.8	-	2.7	-	1.4	-	3.8
	行動援護	1.0	1.0	7.0	6.5	-	3.3	-	1.3
	同行援護	3.1	3.5	-	1.1	0.5	1.4	-	-
	重度障害者等包括支援	1.7	4.2	1.1	2.2	0.5	1.9	-	1.3
	生活介護	7.6	5.6	30.8	9.2	-	2.3	-	3.8
	自立訓練	3.1	6.9	1.1	2.7	0.9	5.6	-	6.3
	就労移行支援	0.3	3.5	2.2	4.9	3.3	5.6	-	-
	就労継続支援A型	5.2	5.2	5.9	5.4	6.5	7.9	-	1.3
	就労継続支援B型	1.7	1.4	5.9	6.5	7.5	3.3	-	1.3
	療養介護	0.7	2.4	0.5	0.5	0.5	1.4	-	2.5
	短期入所（ショートステイ）	5.9	6.3	20.0	15.7	-	2.8	-	1.3
	施設入所支援	2.4	6.9	8.1	9.7	-	1.9	-	2.5
	共同生活援助（グループホーム）	1.0	3.8	11.9	17.8	0.5	3.3	-	-
計画相談支援（サービス等利用計画）	9.4	5.2	20.5	7.0	6.1	4.7	-	3.8	
地域生活支援事業	移動支援事業	8.7	10.4	24.3	14.6	1.9	3.7	-	5.0
	日中一時支援事業	4.9	3.1	31.4	11.9	0.5	2.3	-	2.5
	日常生活用具給付等事業	8.0	8.7	0.5	2.7	-	1.4	-	2.5
	意思疎通支援事業	2.8	4.2	-	0.5	-	0.9	-	-
	地域活動支援センター	2.1	3.5	4.9	2.7	2.8	4.7	-	3.8
	訪問入浴サービス	3.5	3.5	-	-	-	-	-	-
利用していない（利用予定はない）	66.0	53.5	31.4	21.1	70.6	61.7	98.8	88.8	
無回答	6.3	16.7	5.4	34.1	7.9	19.6	1.3	3.8	

今後利用したいサービスについてたずねたところ、多くのサービスで利用意向が利用率を上回っています。5ポイント以上高くなっているのは、知的障害者の「共同生活援助（グループホーム）」、難病患者の「居宅介護（ホームヘルプ）」「自立訓練」「移動支援事業」です（図表13）。

(3) 充実・改善してほしいサービス

充実・改善してほしいサービスをたずねたところ、全体では「就労継続支援A型」「移動支援事業」が40件以上と多く、「短期入所（ショートステイ）」「施設入所支援」も35件以上となっています。

身体障害者では、「居宅介護（ホームヘルプ）」が19件と最も多く、「就労継続支援A型」「移動支援事業」も15件以上です。

知的障害者では、「短期入所」「施設入所支援」「移動支援事業」「日中一時支援事業」が20件以上となっています。

精神障害者では、「就労移行支援」「就労継続支援A型」「就労継続支援B型」が10件以上です。

図表14 充実・改善してほしいサービス

単位：件

区 分		身 体 (N=288)	知 的 (N=185)	精 神 (N=214)	難 病 (N= 80)	合 計 (N=767)
障 害 福 祉 サ ー ビ ス	居宅介護（ホームヘルプ）	19	9	5	1	34
	重度訪問介護	5	4	3	1	13
	行動援護	2	6	4	1	13
	同行援護	7	2	4	1	14
	重度障害者等包括支援	3	2	3	1	9
	生活介護	12	18	3	1	34
	自立訓練	7	6	6	1	20
	就労移行支援	4	6	11	1	22
	就労継続支援A型	16	14	12	2	44
	就労継続支援B型	3	11	14	2	30
	療養介護	6	3	1	1	11
	短期入所（ショートステイ）	13	22	3	1	39
	施設入所支援	11	21	3	1	36
共同生活援助（グループホーム）	6	13	5	1	25	
計画相談支援（サービス等利用計画）		3	4	3	1	11
地 域 生 活 支 援 事 業	移動支援事業	15	23	4	1	43
	日中一時支援事業	8	22	2	1	33
	日常生活用具給付等事業	11	3	1	1	16
	意思疎通支援事業	7	2	3	1	13
	地域活動支援センター	4	6	5	1	16
	訪問入浴サービス	5	3	3	1	12

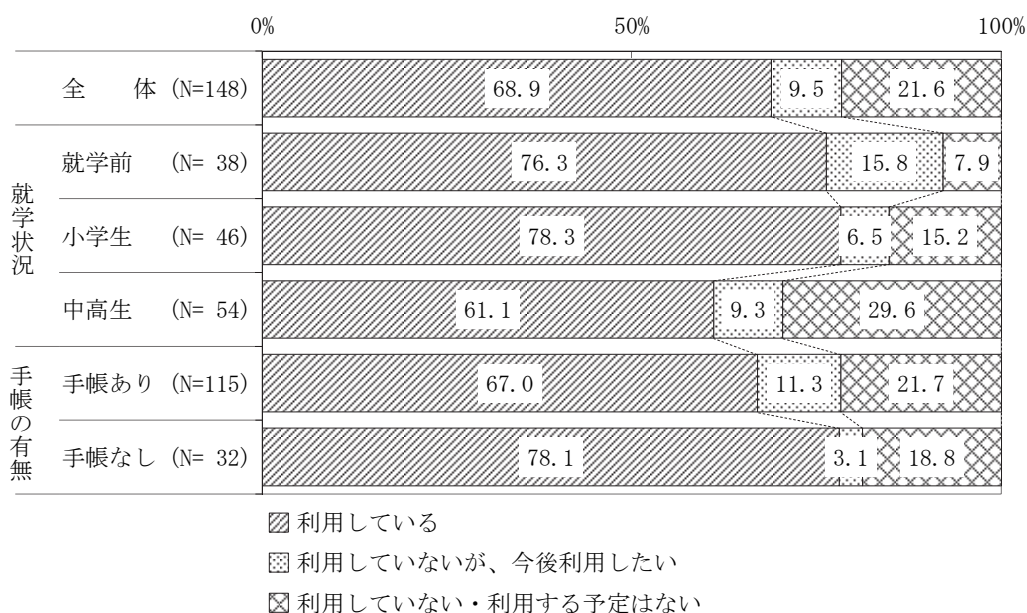
8 障害児のサービス

(1) 障害児のサービスの利用状況・利用意向

児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業の利用状況などをたずねたところ、68.9%が「利用している」と答えています。

就学状況別にみると、「利用している」は小学生が78.3%と最も高くなっています。就学前児童も76.3%と高く、「利用していないが、今後利用したい」も15.8%あります。

図表15 障害児のサービスの利用状況・利用意向



(2) 障害児の現在利用しているサービスと今後利用したいサービス

現在利用しているサービスとしては、就学前児童では「児童発達支援」が65.8%と最も高く、次いで「日中一時支援事業」(15.8%)となっています。

小学生では、「放課後等デイサービス」が76.1%と最も高く、次いで「日中一時支援事業」(28.3%)、「移動支援事業」(19.6%)の順となっています。

中高生では、「放課後等デイサービス」が50.0%と最も高く、「日中一時支援事業」「移動支援事業」も20%以上です。

今後利用したいサービスについてたずねたところ、「短期入所(ショートステイ)」が大幅に高くなっています。就学状況別では、就学前児童の「保育所等訪問支援」が10ポイント以上高くなっています。

図表16 障害児の現在利用しているサービス（利用率）と今後利用したいサービス（利用意向） 単位：％

区分	全体 (N=148)		就学前 (N= 38)		小学生 (N= 46)		中学生 (N= 54)		
	利用率	利用意向	利用率	利用意向	利用率	利用意向	利用率	利用意向	
障害児通所支援	児童発達支援	65.8	10.5	65.8	10.5	-	-	-	-
	医療型児童発達支援	7.9	7.9	7.9	7.9	-	-	-	-
	放課後等デイサービス	62.0	28.4	-	63.2	76.1	13.0	50.0	18.5
	保育所等訪問支援	1.4	5.4	2.6	13.2	2.2	2.2	-	-
障害福祉サービス	居宅介護（ホームヘルプ）	2.0	4.7	5.3	5.3	-	2.2	1.9	5.6
	行動援護	2.7	7.4	-	7.9	2.2	6.5	5.6	7.4
	同行援護	-	3.4	-	2.6	-	2.2	-	3.7
	重度障害者等包括支援	-	2.7	-	2.6	-	2.2	-	1.9
	短期入所（ショートステイ）	1.4	22.3	2.6	21.1	-	17.4	1.9	29.6
	施設入所支援	-	6.1	-	2.6	-	4.3	-	9.3
障害児相談支援（障害児支援利用計画）		29.7	10.8	28.9	13.2	41.3	2.2	25.9	16.7
地域生活支援事業	移動支援事業	16.9	20.9	5.3	13.2	19.6	21.7	25.9	25.9
	日中一時支援事業	23.0	14.9	15.8	15.8	28.3	13.0	27.8	16.7
	日常生活用具給付等事業	2.0	4.7	2.6	5.3	-	4.3	3.7	3.7
	意思疎通支援事業	-	1.4	-	2.6	-	-	-	-
	訪問入浴サービス	-	2.7	-	2.6	-	2.2	-	1.9
利用していない（利用予定はない）		31.1	21.6	23.7	7.9	21.7	15.2	38.9	29.6
無回答		4.1	27.0	-	18.4	2.2	37.0	3.7	25.9

(3) 充実・改善してほしい障害児のサービス

障害児が利用するサービスで充実・改善してほしいものとしては、「放課後等デイサービス」が47件と最も多く、「児童発達支援」「短期入所（ショートステイ）」「移動支援事業」「日中一時支援事業」も20件以上となっています。

図表17 充実・改善してほしい障害児のサービス

区分	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	居宅介護（ホームヘルプ）	行動援護	同行援護	重度障害者等包括支援	短期入所（ショートステイ）	施設入所支援	障害児相談支援（障害児支援利用計画）	移動支援事業	日中一時支援事業	日常生活用具給付等事業	意思疎通支援事業	訪問入浴サービス
件数	20	11	47	5	5	6	2	-	22	4	9	23	26	3	1	-

Ⅲ 第1期安城市障害児福祉計画の策定に係るアンケート

1 調査の概要

区分	児童発達支援利用児調査	放課後等デイサービス利用児調査
調査対象者	市内の児童発達支援を利用して いる児童の保護者	市内の放課後等デイサービス を利用している児童の保護者
配布数(人)	50	175
回答数(人)	34	93
回答率(%)	68	53.14
調査期間	平成29年9月15日～平成29年9月22日	
調査方法	事業所を通して配布及び回収(無作為)	

2 児童発達支援利用児

(1) 年齢

児童発達支援を利用している児童の年齢は、「3歳」「4歳」が高く、両者で70%以上を占めています。

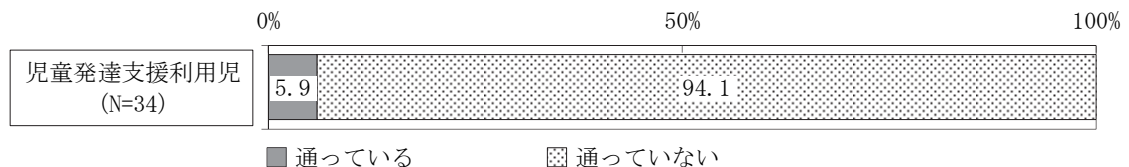
図表18 年齢



(2) 児童発達支援のほかに保育園や幼稚園に通っているか

児童発達支援事業所のほかに通っている保育園又は幼稚園があるかたずねたところ、5.9%(2人)が「通っている」と回答しています。

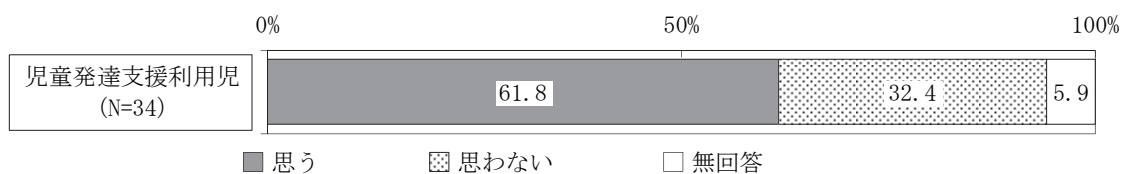
図表19 児童発達支援のほかに保育園や幼稚園に通っているか



(3) 保育園や幼稚園に通わせたいか

今後、保育園や幼稚園に通わせたいと思うかたずねたところ、「思う」は61.8%、「思わない」が32.4%となっています。

図表20 保育園や幼稚園に通わせたいと思うか



(4) 保育園や幼稚園に通わせたいと思わない理由

保育園や幼稚園に通わせたいと「思わない」理由についてたずねたところ、次の内容が記載されていました。

図表21 保育園や幼稚園に通わせたいと思わない理由

- ・医療的、身体的ケアが出来ないため。
- ・本人の成長にもよるとは思いますが、地域の園での生活は難しいと思います。
- ・医療的、身体的ケアが不安。刺激的には良いと思う。園の開放には行ってます。
- ・安城特別支援学校に行こうと思っているので、サルビア学園で療育して行こうと思っています。
- ・今以上に通園する体力がまだないため。
- ・保育園の生活についていけない。
- ・まだその段階ではないから。
- ・うちの子にはまだ行ける気がしないから。

(5) 就学後、児童クラブを利用したいか

就学後、児童クラブを利用したいと思うかたずねたところ、61.8%が「思う」と回答しています。

図表22 就学後、児童クラブを利用したいか



3 放課後等デイサービス利用児

(1) 年 齢

放課後等デイサービスを利用している児童を就学状況別に見ると、「小学校・小学部」が64.5%を占めています。

図表23 年 齢



(2) 児童クラブを利用しているか

授業後や土曜日などに児童クラブを利用しているかたずねたところ、6.7%（4人）が「利用している」と回答しています。

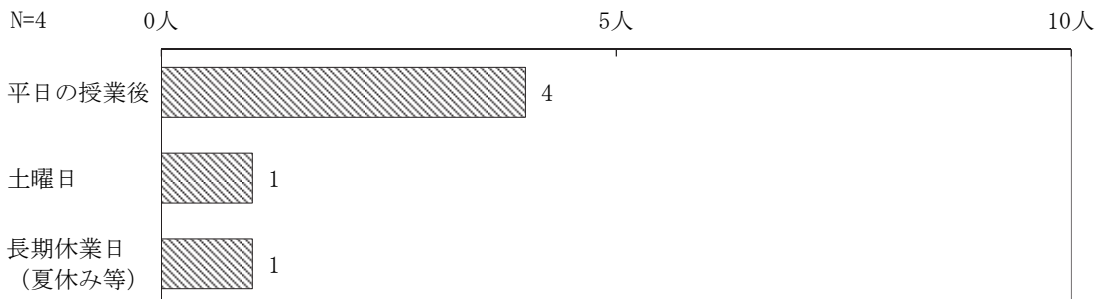
図表24 児童クラブを利用しているか（小学校・小学部）



(3) 児童クラブをいつ利用しているか

児童クラブを「利用している」と回答した人に利用状況をたずねたところ、4人すべてが「平日の授業後」を利用しているほか、「土曜日」「長期休業日（夏休み等）」がそれぞれ1人となっています。

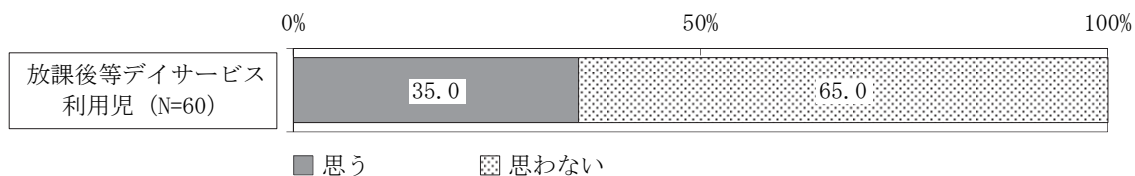
図表25 児童クラブをいつ利用しているか（複数回答）



(4) 今後、児童クラブを利用したいと思うか

今後、児童クラブを利用したいと思うかたずねたところ、「思う」は35.0%（21人）となっています。

図表26 今後、児童クラブを利用したいと思うか（小学校・小学部）



(5) 児童クラブを利用したいと思わない理由

今後、児童クラブを利用したいと「思わない」理由についてたずねたところ、次の内容が記載されていました。

図表27 児童クラブを利用したいと思わない理由

- ・小さい子が多いから。
- ・長男の時の児童クラブの先生方は、障害があっても安心して預けられましたが、次男の時、先生が代わり、途中から来られた方があまり子ども達の事を見ておらず、トラブル（他の子）が多かったです。預ける先生次第で利用したくなくなります。
- ・来年卒業なので。新しい場所へは慣れるのに時間がかかる為、今の慣れたところがよい。
- ・集団に対する指示が入りづらい為。
- ・以前通所していたが、排泄が一人でできず周囲に迷惑がかかると思い、放デイに切り替えた。
- ・児童クラブだと人手が少なく、安全に見守ることが難しいため。
- ・5年生でみてもらえない。妹が児童クラブにいて別々にしてあげたい。
- ・本人に合った支援を受けさせてもらえる所があるので。
- ・家に人が常時いるため。
- ・帰宅時に母が在宅しているし、放課後等デイサービスや習い事をしているので。
- ・小1の頃よりデイサービスを利用しており、新しい場所に慣れるのに時間がかかるし、普通の子とうまくとけこめないため。
- ・子どもに合っていないと思うので。
- ・物足りない気がする。
- ・児童クラブは大人が少なく、子ども社会と聞くので、うちの子が過ごすには早すぎる考えるため。
- ・放課後等デイサービスを利用しているため。
- ・普通級の子もたちと利用することになると成長もあるかと思いますが、他のトラブル本人のストレスなど不安・心配面が出てくるため。
- ・事業所で本人が満足しているから。
- ・児童クラブを利用するほど勤務時間が長くないため。
- ・障害児童への配慮が十分にできるとは今の時点では考えられないから。
- ・少人数でのんびり先生たちに関わってもらえる方が落ち着いているし、親としても安心する。
- ・児童クラブは子どもに対し先生が少ない。
- ・充実している放課後デイサービスを利用したいから。とても子どもの為になっていると思います。
- ・今のところ仕事などで不在になることがないので。
- ・放課後デイサービスの方が合っていると思うためです。利用させてもらえて、とてもありがたい。
- ・健全者と一緒に過ごせるか不安。
- ・うちの子どもにとって有益な対応をしてもらえるのか不安なので。
- ・障害児を預かってくれないから。

Ⅳ 用語解説

1 用 語

【あ行】

一般就労

障害者が、一般企業への就職、在宅就労、自ら起業することをいう。

インクルージョン〔inclusion〕（ソーシャルインクルージョン）

「社会的に弱い立場にある人々を社会の一員として包み支え合う」という考え方であり、平成12年に厚生省（当時）がまとめた「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」にその推進を提言している。また、平成26年1月に日本が批准した「障害者の権利に関する条約」の原則の一つとしてあげられている。

インフォーマルサービス〔informal service〕

地域社会やボランティア等が行う非公式的な援助のこと。法律等の制度に基づいたサービスをフォーマルサービスと呼び、その対語として使われる。インフォーマルサービスは、要支援者の置かれた環境や状況に応じた柔軟な取り組みが可能である点が特徴といえる。

【か行】

基幹相談支援センター

総合的・専門的な相談支援の実施や地域移行・地域定着の促進の取組、権利擁護・虐待の防止等、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。

権利擁護

自らの意思を表示することが困難な知的障害者等に代わって、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいう。

子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づく、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めることを目的とした制度。

【さ行】

手話通訳者

所定の試験に合格し、手話を介して、手話を使用する人とそうでない人との相互の意思伝達を支援する人。

重症心身障害児

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害といい、その状態にある子ども。

障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着が困難な障害者を対象に、身近な地域で、雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を行いながら、就業およびこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関。

障害者総合支援法

正式名称は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。平成17年に障害者自立支援法として成立し、平成24年の改正により名称も変更された。障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行うこと等を目的とする。

障害支援区分

障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。非該当、区分1から区分6の7段階で示され、区分6が最も支援の必要度が高い。国の定める認定調査項目による調査結果と医師の意見書の内容を総合的に勘案し、市町村審査会が審査判定を行う。

障害児通所支援

児童福祉法に基づくサービスで、平成23年の児童福祉法等の改正により、知的障害児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等の障害種別に分かれていた体系が、通所による支援は障害児通所支援、入所による支援は障害児入所支援に一元化された。

職親制度

知的障害者及び精神障害者の自立更生を図るため、障害者の更生援護に理解と熱意を有する事業経営者等が、職親に委託することが適当とされた障害者を預かり、生活指導及び技能習得訓練等を行うこと。

自立支援医療

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。身体障害を有する児童を対象とした「育成医療」、身体障害者を対象とした「更生医療」および精神障害者を対象とした「精神通院医療」の3つからなる。

自立支援協議会

障害等の福祉、医療、教育、雇用等の関係機関、関係団体等で構成され、障害者等への支援体制の課題について情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた支援体制の整備について協議を行うことを目的とする。

身体障害者

身体障害者福祉法では、①視覚障害、②聴覚または平衡機能の障害、③音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害がある人であって、都道府県知事または指定都市・中核市の市長から身体障害者手帳の交付を受けた人をいう。

精神障害者

統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、精神病質その他の精神疾患を有する人をいう。

精神通院医療

精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する病状にある人に対し、その通院医療に係る医療費の支給を行い、自己負担の軽減を図るもの。

成年後見制度

知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない人について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、その人を法律的に支援する制度。本人の意思を尊重し、かつ、心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって財産の管理や必要な契約を結ぶなどの支援を行う。

【た行】

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域生活支援拠点等

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、様々な支援を切れ目なく提供できる体制を構築するもの。①相談支援、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門性、⑤地域の体制づくりの5つの機能が求められる。

地域包括ケアシステム

高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、地域の自主性や特性に基づき、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム。

地区民生委員・児童委員協議会

民生委員及び児童委員が、地域で調査、相談等の活動をするとともに、情報交換や相互連携を目的として月に一度、中学校単位で開催している。

知的障害者

知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるものをいう。

特別支援学校

障害がある児童生徒が、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けることと、学習上または生活上の困難を克服し自立が図られることを目的とした学校。

【な行】**難病**

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。障害者総合支援法では、障害福祉サービス等の対象となる疾病として358疾病を指定している。また、「難病の患者に対する医療等に関する法律」では、難病医療費助成制度の対象疾病として330疾病を指定している。

【は行】**補装具**

義肢、装具、車いす等のことで、厚生労働省が定める基準①障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、その身体への適合を図るように制作されたもの、②障害者等の身体に装着することにより、その日常生活又は就学若しくは就労のために、同一の製品を長期間にわたり継続して使用するもの、③医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断により使用が必要とされるもの、にすべて該当するもの。

ボランティア【volunteer】

社会福祉において、無償性、善意性、自発性に基づいて技術援助、労力提供等を行う民間奉仕者をいうが、「有償ボランティア」という言葉も使われている。

【や行】**要約筆者**

所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、難聴や中途失聴の人のために要約筆記を行う人。要約筆記とは、会議や講演等の場において話の内容を要約し、手書きやパソコンを用いて伝達する、聴覚障害者に対する情報保障手段の一つ。

2 障害保健福祉圏域

本市は、碧南市、刈谷市、西尾市、知立市、高浜市との6市で構成する西三河南部西障害保健福祉圏域に属しています。本市単独では整備が難しい施設や、実施主体が県等となっている事業については、圏域での整備や調整を図るとともに、県への要望を行っていきます。

【西三河南部西障害保健福祉圏域】

